



NO. 351

2022. 9. 15

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会  
大阪市天王寺区東高津町12-10  
大阪市立社会福祉センターB1F  
発行責任者 長谷川 美智代  
TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623  
<https://city-osaka-ikuseikai.or.jp>  
定価 10円

## 大阪市手をつなぐ育成会 法人理念

障がいのある人が 安心して 心豊かに すごせるように

### 大阪市教育委員会へ要望書を提出しました

理事長 長谷川 美智代

9月1日に大阪市身体障害者団体協議会と連名で、大阪市教育委員会宛に要望書を提出してきました。

今回の要望の発端は、4月27日に文部科学省(以下、文科省)から、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」が出されたことでした。

大阪府や大阪市では、障がいのある児童・生徒の学びの場として、地域の小学校や中学校に通い、特別支援学級に籍を置きながら通常の学級で学ぶ方法も選択肢の一つとしてきた経過があります。

今回の文科省からの通知は、令和3年度の特別支援学級及び通級による指導の実態調査の結果も踏まえて出されたものでした。

4月に公表された調査結果では、全児童・生徒数に対して特別支援学級に在籍する児童・生徒数の割合が高い10の都道府県及び政令指定都市を抽出し、その中でも割合が高い一部の公立小中学校を対象に調査をしたもので、「特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。」と結論づけています。また、調査を行った一部の自治体では、「特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない」、「個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている」、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実

施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない」といった事例もあったという事です。

これらの結果を受け、4月に文科省は通知を出したのですが、その中には「特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。」と記載されていました。一方で「ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。」と記載がされていますが、この通知の前段の部分を根拠として、障がいのある児童・生徒が対応できる力を持っているにも関わらず、自立活動として特別支援学級での学びを週の半分以上受けなくてはならないといった硬直的な運用とならないよう、「多様な学びの場」の選択できる現状の維持を要望してきました。

【大阪市教育委員会にて】



ちょうど時期を同じくして、8月22日から23日にかけて、スイスのジュネーブにある国連欧州本部で、日本も批准をしている障害者権利条約について、日本政府が条約に基づいた対応が適切にされているかの審査がおこなわれました。2014年に同条約を締結した日本政府に対する審査は初めてであり、日本から